



第九條 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者は、審査における開票管理者の職務を代理すべき者又は管掌すべき者となるものとする。

第十條 審査の開票に関する書類は、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日まで）の間、保存しなければならない。

第十一條 数市町村の区域の全部又は一部を合わせて開票区を設けた場合等における投票等の保存

第十二條 法第二十五条第一項の規定により審査を行う場合における審査の投票及び開票に關しては、第四條及び第九條の規定にかかわらず、公職選挙法施行令第二十四条第一項及び第二項、第二十五条、第六十六条、第六十七条第一項から第六項まで、第六十八条並びに第七十条の三第五項及び第十項の規定を準用する。

一 審査の投票等のうち次号に掲げるもの以外のもの 審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日まで）の間

2 指定都市の数区の区域の全部又は一部を合わせて設けた開票区については、審査の投票等は、当該指定都市の選挙管理委員会が指定した区の選挙管理委員会において、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間、保存しなければならない。

第十三條 法及びこの政令並びにこれらに基づく命令に規定するもののほか、審査の投票及び開票に關しては、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法施行令第四十八条第五項及び第六項の規定による繰延投票の通知に關する部分を除く。）及び開票（同令第七十八条第五項及び第六項の規定による繰延開票の通知に關する部分を除く。）の例による。

第十四條 審査分会長は、法第二十九条の規定による報告をするときは、併せて、公職選挙法第...

一 公職選挙法施行令第五十条第二項若しくは第五十一条第一項又は同条第二項において準用する同令第五十条第四項の規定の例による

一 審査の投票等のうち次号に掲げるもの以外のもの 審査の期日から五年間（法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日まで）の間

二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において当該都道府県の区域内の市町村における法第八条の選挙人名簿に登録されている者及び審査の告示の日現在において当該都道府県の区域内の市町村における同条の在外選挙人名簿に登録されている者の総数を報告しなければならない。

第十五條 公職選挙法施行令第七章（第八十二条から第八十三条の二まで並びに第八十七条第二項及び第三項を除く。）の規定中衆議院比例代表選出議員の選挙に關する部分は、審査分会及び審査会について準用する。

第十六條 第十二條の規定は、法第四十三条第一項の規定による審査について準用する。

第十七條 投票管理者、開票管理者、審査分会長及び審査立会人並びに投票立会人、開票立会人、審査分会立会人及び審査立会人には、職務のために要する費用を支給する。

一 投票の用紙及び封筒、不在者投票証明書及びその封筒、投票箱並びに点字器の調製に要する費用

開票管理者、審査分会長並びに審査長において要する費用

五 法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項第二号の規定により行われる投票に關する費用

九 其他審査の施行に要する費用

第十條 市町村の選挙管理委員会は、審査の告示の日の翌日（法第十六條の二第一項ただし書に規定する場合には、審査の期日前七日）から審査の当日までの間、一投票区につき一箇所以上、投票所の入口その他公衆の見やすい場所を選び、裁判官の氏名等の掲示をしなければならない。

一 投票の用紙及び封筒、不在者投票証明書及びその封筒、投票箱並びに点字器の調製に要する費用

(裁判官が退官等した場合における裁判官の氏名等の掲示の取扱い)

**第二十条** 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の第三第二項において準用する法第五条の第三第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示から当該通知に係る審査を行わないこととなつた者の氏名及び任命年月日等を消滅しなければならぬ。

**2** 市町村の選挙管理委員会は、裁判官の氏名等の掲示をした後に法第五条の第三第三項において準用する法第五条の第三第三項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、裁判官の氏名等の掲示に掲載している当該通知に係る審査に付される裁判官の氏名を変更しなければならぬ。

(裁判官の氏名等の掲示に関する他の事項)

**第二十一条** 前二条に定めるもののほか、裁判官の氏名等の掲示に関し必要な事項は、都道府県の選挙管理委員会が定める。

**第七章 審査公報の発行**

(審査公報の発行回数等)

**第二十二条** 法第五十三条の規定による審査公報の発行は、審査(法第四十三条第一項の規定による審査の一部無効による再審査を除く。)ごとに、一回行うものとする。

**2** 公職選挙法第六十七條第四項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙において選挙公報を発行しない区域においては、審査公報は、発行しない。

(審査公報の掲載事項)

**第二十三条** 審査公報には、審査に付される裁判官の氏名、生年月日及び経歴並びに最高裁判所において関与した主要な裁判その他審査に關し参考となるべき事項を掲載するものとする。

(掲載文の提出等)

**第二十四条** 審査に付される裁判官は、審査公報の掲載文を審査の告示の日に中央選挙管理会に提出しなければならない。

**2** 前項の規定による掲載文の提出がないときは、中央選挙管理会は、審査に付される当該裁判官につき、掲載文を調製しなければならない。この場合においては、その旨を掲載文に付記しなければならない。

**3** 前項の規定により掲載文を調製するため必要があるときは、中央選挙管理会は、関係人に対し資料の提出又は事実の説明を要求することができる。

(掲載文の写しの送付)

**第二十五条** 前条第一項の規定により掲載文の提出があつたときは、又は同条第二項の規定により掲載文を調製したときは、中央選挙管理会は、その掲載文の写しを審査の期日前九日までに都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

(掲載文の写しの掲載)

**第二十六条** 前条の規定により掲載文の写しの送付があつたときは、都道府県の選挙管理委員会は、掲載文の写しを原文のまま、審査公報に掲載しなければならない。

(掲載文の掲載の順序)

**第二十七条** 一の用紙に二人以上の審査に付される裁判官の掲載文を掲載する場合には、その掲載の順序は、審査の告示における順序によるものとする。

(審査公報の配布)

**第二十八条** 審査公報は、都道府県の選挙管理委員会が、当該市町村における法第八条の選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、審査の期日当日までに、配布するものとする。ただし、当該各世帯に審査公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときにおける審査公報の配布に關しては、公職選挙法第七十条第二項の選挙公報の配布の例による。

(審査公報の発行を中止する場合)

**第二十九条** 天災その他避けることのできない事故により第二十五条の期限までに掲載文の写しの送付がないときその他特別の事情があるときは、当該都道府県の全部又は一部の区域における審査公報の発行の手続は、中止する。

(審査公報に関する他の事項)

**第三十条** 第二十二條から前条までに定めるもののほか、審査公報の発行の手続に關し必要な事項は、中央選挙管理会が定める。

**第八章 補則**

(審査の告示等における裁判官の旧氏及び名の記載)

**第三十一条** 審査の告示、投票用紙、裁判官の氏名等の掲示及び審査公報に記載する審査に付される裁判官の氏名は、当該裁判官の本名(当該裁判官に係る戸籍に記載又は記録がされている氏名をいう。)に代えて旧氏(当該裁判官が過去に称していた氏であつて、当該裁判官に係る

戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。)及び名によることができる。(再審査等における投票区、開票区及び審査を行う区域)

**第三十二条** 公職選挙法施行令第三十条の規定は、法第四十三条第一項の規定による審査の全部無効による再審査について準用する。

**2** 公職選挙法施行令第三十一条の規定は、法第四十三条第一項の規定による審査の一部無効による再審査及び法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第五十七条の規定による投票が行われる審査について準用する。

(特別区等に対する適用)

**第三十三条** この政令中市に關する規定は、特別区に適用する。

**2** この政令中市に關する規定(第十一条第一項の規定を除く。)は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

(事務の区分)

**第三十四条** この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

この政令は、公布の日から、これを施行する。

**附則 (昭和二十三年七月二九日政令第一九一号) 抄**

この政令は、衆議院議員選挙法の一部を改正する法律施行の日から、これを施行する。

**附則 (昭和二十五年四月三〇日政令第一〇五号)**

この政令は、昭和二十五年五月一日から施行する。

**附則 (昭和二十七年七月三一日政令第三〇一号)**

この政令は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日(昭和二十七年八月一日)から施行する。

**附則 (昭和二十七年八月二九日政令第三六九号)**

この政令は、昭和二十七年九月一日から施行する。但し、衆議院議員の選挙に關しては、次の総選挙から施行する。

**2** この政令施行の際現に選挙又は投票の期日が告示されている選挙又は投票に關しては、なお従前の例による。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十一年三月二七日政令第三五号)**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十一年六月三〇日政令第二二二号) 抄**

この政令は、昭和三十一年三月一日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三八五号)**

この政令は、自治庁設置法の一部を改正する法律の施行の日(昭和三十三年七月一日)から施行する。

**附則 (昭和三十七年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、昭和三十七年八月十日から施行する。

(罰則に關する経過措置)

**4** この政令の施行前にした行為及び前二項の規定により従前の例により行なわれる選挙若しくは投票又は直接請求若しくは解職の請求に關してこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附則 (昭和三十九年八月二五日政令第二七七号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第十八條の次に三條を加える改正規定(第十八條の二を加える部分に限る。)、第二十條の次に一條を加える改正規定、第三十九條の改正規定、第四十一條の二の改正規定、「(市の区域に關する部分を除く。）」及び第五項を「(市の区域に關する部分を除く。）」及び第二項及び第六項に改める部分に限る。及び第四百四十

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。

**附則 (昭和三十三年七月二七日政令第三〇六号) 抄**

この政令は、公布の日から施行する。



第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十一号)第十九条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第六条の二、第七条の二第二項、第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律施行令(平成十四年政令第十九号)第二条(第三項を除く。)及び第四条第二項の規定、附則第七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第十九条及び第二十二條の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第五条及び第八条の規定は、この政令の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)の翌日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は施行日の翌日以後初めてその期日を公示される参議院議員の通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日(以下この項及び第四項において「公示日」という。)以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二九年七月一四日政令第一九〇号)抄

第一条

(施行期日)

この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

第二条

(適用区分)

新令の規定(新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十一号)第十一条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二十一条第一項及び第二十二條の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(令和元年五月三一日政令第一五三号)抄

(施行期日)

この政令は、令和元年六月一日から施行する。

第一条

(適用区分)

この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十二条第一項及び第二十五条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二十一条第一項及び第二十二條の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(令和五年二月一〇日政令第三三三号)抄

(施行期日)

この政令は、令和五年二月十七日から施行する。

第一条

(施行期日)

この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日(令和五年二月十七日)から施行する。

第二条

(適用区分)

第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(以下この条において「新令」という。)の規定(新令第六条、第十条、第十一条及び第十五条の規定を除く。)は、この政令の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この政令の施行の日以前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

附則(令和二年二月七日政令第二七号)

(施行期日)

この政令は、公布の日から施行する。

第一条

(適用区分)

この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(平成十七年政令第五十五号)第十九条から第二十二條までの規定並びに附則第七条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第五条から第八條までの規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、その期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(平成二八年二月二六日政令第三八七号)

(施行期日)

この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第九十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十九年一月一日)から施行する。

第一条

(適用区分)

この政令による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日以前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

附則(平成二九年五月三一日政令第一五三号)抄

(施行期日)

この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年六月一日)から施行する。

第一条

(施行期日)

この政令は、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第四十九号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

第二条

(適用区分)

新令の規定(新令第二条第一項、別表第三及び別表第五の規定を除く。)、次条の規定による改正後の地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の規定、附則第四条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)第十二条第一項及び第二十五条の規定、附則第五条の規定による改正後の漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十一条第二項及び第二十三条の規定、附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律施行令(平成十七年政令第五十五号)第二十一条第一項及び第二十二條の規定、附則第七条の規定による改正後の日本国憲法の改正手続に関する法律施行令(平成二十二年政令第百三十五号)の規定並びに附則第八条の規定による改正後の大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令(平成二十五年政令第四十二号)第七条第一項及び第八条の規定は、施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙、投票又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、投票又は審査については、なお従前の例による。

附則(令和五年二月一〇日政令第三三三号)抄

(施行期日)

この政令は、令和五年二月十七日から施行する。

第一条

(適用区分)

第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令(以下この条において「新令」という。)の規定(新令第六条、第十条、第十一条及び第十五条の規定を除く。)は、この政令の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この政令の施行の日以前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。